

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月8日（金）第54号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1  
 ○土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 1  
 ○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 2  
 ○県営土地改良事業の工事の完了 (4件) (農地整備課取扱い) 2  
 ○地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2  
 ○公共測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第472号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目11248番地1

## 2 認定の有効期限

令和4年10月23日

## 鹿児島県告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田3614	令和元年 11月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年10月9日付で持留川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第475号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第四畦布地区の換地計画に係る換地処分を、令和元年10月24日に行った。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第476号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備）蒲生地区の工事は、令和元年5月28日に完了した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第477号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）蒲生地区の工事は、平成27年3月31日に完了した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第478号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）蒲生地区の工事は、平成21年3月30日に完了した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第479号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（暗渠排水）蒲生地区の工事は、平成23年3月31日に完了した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第480号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成29年10月17日から 平成31年3月12日まで	地籍図及び地籍簿	十島村口之島の一部	令和元年 10月28日
南大隅町	平成29年9月1日から 平成31年2月20日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町根占川北の一部	令和元年 10月28日
瀬戸内町	平成29年4月3日から 平成31年3月12日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字古志，大字古仁屋，大字清水，大字勝能及び大字嘉徳の各一部	令和元年 10月28日

**鹿児島県告示第481号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年9月5日から同年12月20日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市伊敷三丁目から伊敷八丁目まで

**鹿児島県告示第482号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年10月5日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市小松原一丁目から宇宿一丁目まで

**鹿児島県告示第483号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年11月1日から同年12月27日まで
- 3 作業の地域 出水市福ノ江町